一～三　（略）
四　第十五条の二第一項ただし書の規定により七十歳以上被用者の要件該当の届出を要しないとき
2～5　（略）
（法第八十四条の五第三項に規定する予想額等の算定のために必要な事項の報告等）
第八十八条の十　（略）
2　（略）
3　厚生労働大臣及び実施機関を所管する大臣は、第一項の規定による報告については、電子情報処理組織（厚生労働大臣の使用に係る電子計算機、実施機関を所管する大臣の使用に係る電子計算機及び実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。
4～6　（略）
（事業所の適用情報等の公表）
第百二十九条　厚生労働大臣は、第十三条第一項の規定による届書を提出した事業主及び法第六条第三項の規定による認可を受けた事業主の事業所に係る次の各号に掲げる事項（第十四条の三第一項若しくは第二十三条第一項の規定による届出又は第十四条の四第一項の規定により申出があつたときは、当該各号に掲げる事項であつて、当該届出又は申出に係る変更後のもの）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することができる。
一　事業主の氏名又は名称
二　事業所の名称及び所在地
三　適用事業所に該当した年月日
四～六　（略）
七　使用される被保険者及び協会の管掌する健康保険の被保険者の数
八　健康保険法第十七条第一項に規定する設立事業所であるときは、その設立に係る健康保険組合の名称
2　厚生労働大臣は、第十三条の二第一項の規定による届書を提出した事業主及び法第八条第一項の規定による認可を受けた事業主の事業所に係る次に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することができる。
一　事業主の氏名又は名称
二　事業所の名称及び所在地
三～五　（略）

附　則
（施行期日）
第一条　この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第二条中厚生年金保険法施行規則第十五条の二及び第二十二条第一項の改正規定　平成三十一年四月一日
二　第一条中健康保険法施行規則第百五十九条の十の改正規定及び第二条中厚生年金保険法施行規則第百二十九条の改正規定　平成三十一年十月一日
（電子情報処理組織を使用して行う届出に関する経過措置）
第二条　第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第二十五条第三項、第二十六条第三項及び第二十七条第三項の規定並びに第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第十八条第三項、第十九条第四項及び第十九条の五第三項の規定は、特定法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る健康保険法施行規則第二十五条第一項、第二十六条第一項及び第二十七条第一項並びに厚生年金保険法施行規則第十八条第一項、第十九条第一項及び第十九条の五第一項に規定する届出について適用する。

一～三　（略）
（新設）
2～5　（略）
（法第八十四条の五第三項に規定する予想額等の算定のために必要な事項の報告等）
第八十八条の十　（略）
2　（略）
3　厚生労働大臣及び実施機関を所管する大臣は、第一項の規定による報告については、電子情報処理組織（厚生労働大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）、実施機関を所管する大臣の使用に係る電子計算機及び実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。
4～6　（略）
（事業所の適用情報等の公表）
第百二十九条　厚生労働大臣は、第十三条第一項の規定による届書を提出した事業主及び法第六条第三項の規定による認可を受けた事業主の事業所に係る次の各号に掲げる事項（第十四条の三第一項若しくは第二十三条第一項の規定による届出又は第十四条の四第一項の規定により申出があつたときは、当該各号に掲げる事項であつて、当該届出又は申出に係る変更後のもの）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することができる。
（新設）
一　名称及び所在地
（新設）
二～四　（略）
（新設）
2　厚生労働大臣は、第十三条の二第一項の規定による届書を提出した事業主及び法第八条第一項の規定による認可を受けた事業主の事業所に係る次に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することができる。
（新設）
一　名称及び所在地
二～四　（略）